

八郎潟町端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	251	230	219	214	211
② 予備機を含む 整備上限台数	288	264	251	246	242
③ 整備台数 (予備機除く)	0	230	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	230	0	0	0
⑤ 累積更新率	0	100%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	34	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	34	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0	15%	0	0	0

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する。

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和元年度に整備した72台、令和2年度GIGA第1期で整備した232台の端末について、台数を精査し、児童生徒用230台、予備機34台の計264台を更新する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数： 304台

○処分方法

- ・ 使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 35台
- ・ 小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託 : 269台

○端末のデータ消去方法

- ~~自治体の職員が行う~~
- ・ 処分事業者へ委託する

○スケジュール (予定)

- ・ 令和8年1月 新規購入端末の使用開始、再利用端末の点検を実施
- ・ 令和8年5月 処分事業者選定
- ・ 令和8年6月 使用済端末の事業者への引き渡し